

## 建設工事の入札時に提出する工事費積算内訳書の取扱いについて

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第12条の改正により、建設業者は、公共工事の入札時に労務費等（下記の必須記載項目）が明示された「工事費積算内訳書」を提出し、発注者（伊丹市）は提出された書類内容の確認等必要な措置を講じることとされました。

### ●工事費積算内訳書への必須記載項目

- ・材料費
- ・労務費
- ・法定福利費
- ・建設業退職金共済契約に係る掛金
- ・安全衛生経費

### ※伊丹市の取扱いについて

当面の間、材料費、労務費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費について、次の①②の場合は、以下の通りご記載ください（法定福利費は従前より見積の明示を求めていることから、以下取扱いの対象外となります。）。

- ①すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等、その旨がわかるように記載してください。
- ②一部のみ計上できない場合、計上可能な分のみ記載し、「一部のみ計上」等、その旨がわかるように記載してください。

これらの記載が抜けている場合、又は様式間違い等により項目欄がない場合は、原則として無効の入札として取扱います。

ただし、令和8年9月30日までに入札手続きを開始する工事に限り、材料費、労務費、法定福利費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費について記載がない場合であっても、暫定的に入札を無効としないこととします。

なお、「建設業法」第20条の改正により、建設業者は工事請負契約を締結する際に、これら必須記載項目が記載された「請負代金内訳書」を提出するよう努めなければならないこととされましたが、入札時に提出された「工事費積算内訳書」をもって、「請負代金内訳書」の提出があったものとみなします。ただし、落札価格に基づく端数調整等、入札時の積算根拠と整合性を保つ範囲において内容を修正し、「請負代金内訳書」として改めて提出することを妨げません。

以 上